

消 防 情 第 322 号

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長

(公印省略)

防災行政無線等に係る令和 6 年個別オンライン会議の結果及び
一層の整備促進について（通知）

平素から消防防災行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

消防庁では、災害に屈しない強靱な国土づくりに向けて、防災行政無線等（※¹）の災害情報伝達手段について令和 7 年度末までに全国 1,741 自治体における整備率 100%を目指しているところであり、令和 6 年 7 月 5 日に全市町村における整備率を公表（※²）させていただいたところです。

この度は、当該公表時において令和 7 年度末までに防災行政無線等の整備予定が無いと回答していた市町村に対する個別オンライン会議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。本会議の実施結果については、別紙のとおりです。

貴職におかれましては、貴管轄内の防災行政無線等の未整備市町村における整備に向けた検討状況を引き続き注視しつつ、下記の点に留意し、防災行政無線等の整備をより一層促進いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※ 1 「防災行政無線等」には、市町村防災行政無線（同報系）のほか、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（令和 6 年 3 月改訂）で「主たる災害情報伝達手段」として挙げている、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送や 280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網やケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムの計 9 手段を活用して、屋外スピーカー又は屋内受信機等により、市町村が災害情報を放送するものをいう。

※ 2 報道資料 地方公共団体における防災行政無線等の整備促進（令和 6 年 7 月 5 日）

記

1. 住民等への災害情報の伝達について

(1) 具体的な計画づくりについて

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 56 条において、住民等への災害情報の伝達は市町村長の責務であることを踏まえ、防災行政無線等の未整備市町村における整備に向けた具体的な計画づくりにより一層御協力いただきたい。

(2) アドバイザー派遣事業について

住民等への災害情報伝達に係る課題解決のため、消防庁では災害情報伝達手段の整備等に係る技術面・運用面の知識を有するアドバイザーを派遣することにより、課題解決に向けて全面的に支援することとしている。本事業は令和 8 年度以降も継続予定であり、未整備市町村に対して優先して派遣する予定であることから、本事業を実施する際には、御協力をお願いしたい。

2. 今後の予定について

整備状況の調査、調査結果の公表及び未整備市町村に対する個別オンライン会議については、来年度も実施する予定である。

3. その他

整備に向けた検討に際しては、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」(※³)を参照いただくとともに、技術的な面も含め不明な点等があれば、消防庁担当者まで相談をいただきたい。

※3 「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（令和 6 年 3 月改訂）

https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/transmission/items/0603_tebiki.pdf

以上

総務省消防庁 国民保護・防災部
防災課 防災情報室
担当：池町、荷見、工藤、林、桐山
電話：03-5253-7526（直通）

別紙

防災行政無線等の未整備市町村に対する個別オンライン会議の結果

【個別オンライン会議実施団体（23団体）】

※結果の詳細については、関係都道府県に対して個別で周知しております。

【未整備団体からの多かった質問及び消防庁の回答】

別添参照。

未整備市町村からの主な質問及び消防庁の回答

Q1. 過去に市町村防災行政無線の整備を検討したが、費用が高額であり、費用対効果の観点から導入の検討はそれ以降行っていない。

A1. 近年、線状降水帯の発生やミサイル事案など、いつどこで自然災害や国民保護事案が発生するか分からない状況です。こうした刻々と社会環境が変化していく状況を踏まえ、首長までご相談の上、改めて整備方針を決定いただきたく存じます。

また、防災分野に携わる者として住民の命を守る使命のもと、住民避難の要である災害情報伝達手段の整備の必要性について改めて検討していただきたいと考えています。

費用については近年の技術革新等により低減される場合もありますので、地域の通信事業者等に対する積極的な情報収集をお願いいたします。

Q2. 市内には大きな河川もなく、平野であるため土砂災害危険もなく、沿岸部でもないため津波の心配もなく、防災行政無線の必要性を感じないが如何か。

A2. 近年は、地震、線状降水帯などの自然災害や、ミサイルなどの国民保護事案が頻発しています。携帯電話等を持たない方も含め、すべての住民に対して迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政無線等の整備が重要です。

Q3. 屋外スピーカーや戸別受信機を全域に整備しようとする、整備費用が高額となり、整備に踏み切れない。

A3. 住民へ災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、屋外スピーカーや戸別受信機、緊急速報メール等を組み合わせるなど、地域の実情を踏まえつつ、想定する災害や情報伝達範囲に応じた情報伝達手段の整備を推進することが重要です。したがって、屋外スピーカーや戸別受信機を必ずしも全域に整備しなければならない訳ではありません。実際に、屋外スピーカーを津波や河川の氾濫地域、土砂災害警戒区域、学校や避難所のみに設置されたり、戸別受信機を高齢者や要支援者世帯、自治会長宅、避難所のみに設置されている自治体もいらっしゃいます。

Q4. 携帯電話網を活用した情報伝達システムを整備予定であり、情報弱者にはタブレットを貸し出す予定であるが、整備済みとなるか。

A4. 「携帯電話網を活用した情報伝達システム」については、消防庁で整理している防災行政無線等の9手段の一つです。

Q5. 防災行政無線等は整備していないが、SNS等のその他の災害情報伝達手段を手厚く整備しており、未整備団体には当たらないと思う。

A5. 住民への災害情報を迅速かつ確実に伝達するために、携帯電話等を持たない住民にも

情報伝達できる防災行政無線等の整備検討をお願いしています。また、一つの手段ですべての住民に情報伝達することは困難であるため、SNS等も活用し、情報伝達手段の多重化をお願いしています。

Q6. サイレン吹鳴装置を市内全域に整備しているが、防災行政無線等の整備済みとならないか。

A6. サイレンでは、住民へ詳細な災害情報を伝達することができないため、整備済みとはしておりません。ただし、サイレンは住民に対して災害発生のお知らせを与える意味で有効な手段であることから、他の災害情報伝達手段と組み合わせて整備いただくことは一定の効果があると考えています。

Q7. アプリを独自に開発して、住民へ災害情報をアプリにより伝達するシステムを導入すれば、防災行政無線等を整備したことになるのか。

A7. アプリについては、携帯電話等の情報機器をお持ちの方にしか情報伝達できないため、アプリの開発・導入だけでは防災行政無線等には該当しません。情報機器を持たない住民に対して、戸別受信機に相当するものとして、当該アプリを搭載したタブレットを配布するなどの対応を御検討ください。

Q8. 整備済みとして、未整備団体から外れる条件などはあるのか？必要な整備数等は決まっているか？

A8. 防災行政無線等9手段のいずれかで、屋外スピーカー又は戸別受信機等を整備していれば整備済みとなります。なお、整備数の特段の定めはありません。

Q9. 緊防債の期限の延長はあるか？

A9. 今のところは未定です。